

保育所・学校等関係者向け

# 兵庫県アレルギー疾患相談事業

兵庫県では、保育所・学校等職員からのアレルギー疾患に関する相談に対して、県アレルギー疾患医療拠点病院の医師等が相談員となり、医学的見地による助言・指導事業を実施しています。

食物アレルギーのある生徒の  
午後の体育はどう対応する？

もうすぐ修学旅行。  
緊急時対応はこれでいい？

アレルギー疾患をもつ保護者との  
関わり方に悩んでいる…



気管支ぜん息



食物アレルギー



## 保育所・学校生活

## 給食の対応

“アレルギー疾患”に関するお困りごとはありませんか？

## 校外行事・宿泊を伴う活動



アレルギー性鼻炎・結膜炎



アトピー性皮膚炎



花粉症

### 事業詳細

兵庫県ホームページ「アレルギー疾患相談事業について」  
▶ <https://web.pref.hyogo.lg.jp/kf16/allergysoudan.html>

### 相談方法

相談票に必要事項を記載の上、メールでご相談ください。  
後日、県アレルギー疾患医療拠点病院からの回答を返信します。

### 相談票

兵庫県ホームページ(上記URL)からダウンロードください。

### 相談票の送信先

兵庫県保健医療部疾病対策課感染症対策推進班  
▶ [shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp](mailto:shippeitaisaku@pref.hyogo.lg.jp)

※本事業は、保育所・学校等職員からの相談を対象としています。児童・生徒本人や保護者からの直接の相談は受け付けられませんのでご了承ください。

※個人の治療に関する相談については、受け付けられませんので主治医にご相談ください。

兵庫県保健医療部疾病対策課 (078-362-3213)